

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	新型インフルエンザ等対策措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八代市は、新型インフルエンザ等対策措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八代市長

公表日

令和8年3月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等の予防接種の実施について、対象者への通知、接種記録等の登録・管理、他市町村への接種記録の照会・提供、接種証明書の交付、委託料の支払い、予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済などの事務を取り扱う。
③システムの名称	1 健康管理システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー 4 団体内統合利用番号連携サーバー 5 ワクチン接種記録システム(VRS) 令和8年3月31日にて終了となる
2. 特定個人情報ファイル名	
新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の93の2の項 番号法第9条第1項 別表の10項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表の115の2の項 ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表の16の2の項、16の3項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表の115の2の項 ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表の16の2項、17項、18項、19項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	八代市 健康福祉部 健康推進課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-5116 八代市役所 情報公開総合窓口(総務企画部文書統計課文書法規係) 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4100
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	八代市 健康福祉部 健康推進課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-5116
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる作業について、人為的ミスが発生するリスクへの対策として、以下のとおり対策を講じているため、リスクへの対策は十分と判断する ・本人からマイナンバーの提示を受け、記載されたマイナンバーの真正性確認を行い、特定個人情報を含む書類は、施錠可能な執務室のキャビネットでの保管を徹底。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 ・定期的に、保管プロセス全体について、漏洩等のリスクを軽減させるための仕組みの確認。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証とパスワードによる認証によって限定されており、ログイン権限の適切な管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2項番115の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第2の115の2の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第2の115の2の項	事後	情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報情報の提供ができる根拠規定及び照会ができる根拠規定を区別して記載するよう修正
令和4年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1項番93の2	番号法第9条第1項 別表第1の93の2の項 番号法第9条第1項 別表第1の10項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2	事後	
令和4年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7項 別表第2の115の2の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7項 別表第2の115の2の項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8項 別表第2の115の2の項、16の3項 番号法第19条第8項 別表第2の16の2の項、16の3項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8項 別表第2の115の2の項 番号法第19条第8項 別表第2の16の2の項、17の項、18の項、19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	事後	
令和4年1月31日	II しいき値判断 1. 対象人数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和4年1月31日	II しいき値判断 2. 取扱者数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス等の予防接種の実施について、対象者への通知、接種記録等の登録・管理、接種証明書の交付、委託料の支払い、予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済等などの事務を取り扱う。	新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス等の予防接種の実施について、対象者への通知、接種記録等の登録・管理、接種証明書の交付、委託料の支払い、予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済等などの事務を取り扱う。	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 健康管理システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー 4 団体内統合利用番号連携サーバー	1 健康管理システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー 4 団体内統合利用番号連携サーバー 5 ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の93の2の項 番号法第9条第1項 別表第1の10項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2	番号法第9条第1項 別表第1の93の2の項 番号法第9条第1項 別表第1の10項 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2	事後	
令和4年6月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス等の予防接種の実施について、対象者への通知、接種記録等の登録・管理、接種証明書の交付、委託料の支払い、予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済等などの事務を取り扱う。	新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス等の予防接種の実施について、対象者への通知、接種記録等の登録・管理、接種証明書の交付、委託料の支払い、予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済等などの事務を取り扱う。	事後	
令和4年6月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の93の2の項 番号法第9条第1項 別表第1の10項 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2	番号法第9条第1項 別表第1の93の2の項 番号法第9条第1項 別表第1の10項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2	事後	
令和5年1月31日	II しいき値判断 1. 対象人数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和5年1月31日	II しいき値判断 2. 取扱者数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和6年1月31日	II しいき値判断 1. 対象人数	令和5年1月31日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	
令和6年1月31日	II しいき値判断 2. 取扱者数	令和5年1月31日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 ③個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の93の2の項 番号法第9条第1項 別表第1の10項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2	番号法第9条第1項 別表第1の93の2の項 番号法第9条第1項 別表第1の10項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8項 別表第2の115の2の項、16の3項 番号法第19条第8項 別表第2の16の2の項、16の3項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8項 別表第2の115の2の項、18の項、19の項 番号法第19条第8項 別表第2の16の2の項、17の項、18の項、19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8項 同号に基づく主務省令第2条の表の115の2の項 番号法第19条第8項 同号に基づく主務省令第2条の表の16の2の項、16の3項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8項 同号に基づく主務省令第2条の表の115の2の項 番号法第19条第8項 同号に基づく主務省令第2条の表の16の2の項、17の項、18の項、19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	事後	
令和7年1月31日	II しいき値判断 1. 対象者数 2. 取扱者数	令和6年1月31日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	
令和7年1月31日	IV 8. 人手を介在させる作業	新規	新規	事後	新様式への変更
令和7年1月31日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新規	事後	新様式への変更
令和7年1月31日	II しいき値判断 1. 対象者数 2. 取扱者数	令和7年1月31日 時点	令和8年1月31日 時点	事後	
令和8年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	1 健康管理システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー 4 団体内統合利用番号連携サーバー 5 ワクチン接種記録システム(VRS)	1 健康管理システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー 4 団体内統合利用番号連携サーバー 5 ワクチン接種記録システム(VRS) 令和8年3月31日にて終了となる	事前	厚生労働省健康・生活衛生局からの事務連絡による